

第三期特定健康診査等実施計画

千葉県自動車販売整備健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 09 月 11 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方	
No.1	1人当たりの医療費がかなり高くなっている。とくに65歳以上の生活習慣病のもととなる高血圧、高脂血症、糖尿病などについてはかなり高くなりつつある。
No.2	ジェネリック使用率は全健保よりも当健保の方が高いが、50歳以上の方のジェネリック医薬品に変更していない。
No.3	特定健診・健康診断についての課題 ① 被保険者はともかくとして、被扶養者の受診率が非常に低い。 ② 健診結果のよくない方への通知および指導。

基本的な考え方

日本内科学科会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発病した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としています。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになっております。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名	健康診断	対応する健康課題番号	No.3																														
↓																																	
事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：15～39、対象者分類：被保険者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>有所見者に対し受診勧奨の通知を行い、後日レセプトにて確認。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事業所の担当者に対し、優所見者への受診勧奨を行う。</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：15～39、対象者分類：被保険者	方法	有所見者に対し受診勧奨の通知を行い、後日レセプトにて確認。	体制	事業所の担当者に対し、優所見者への受診勧奨を行う。	事業目標 健康診断を行い有所見者を少なくする。																									
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：15～39、対象者分類：被保険者																																
方法	有所見者に対し受診勧奨の通知を行い、後日レセプトにて確認。																																
体制	事業所の担当者に対し、優所見者への受診勧奨を行う。																																
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">評価指標</td> <td>アウトカム指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td>有所見者数の減</td> <td>25%</td> <td>24%</td> <td>23%</td> <td>22%</td> <td>21%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受検者の増加</td> <td>1,900人</td> <td>1,910人</td> <td>1,920人</td> <td>1,930人</td> <td>1,940人</td> <td>1,950人</td> </tr> </table>		評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	有所見者数の減	25%	24%	23%	22%	21%	20%	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度		受検者の増加	1,900人	1,910人	1,920人	1,930人	1,940人	1,950人
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度		H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																									
	有所見者数の減	25%	24%		23%	22%	21%	20%																									
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																										
	受検者の増加	1,900人	1,910人	1,920人	1,930人	1,940人	1,950人																										
実施計画 <table border="1"> <tr> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> </tr> <tr> <td>4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。</td> <td>4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。</td> <td>4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。</td> </tr> <tr> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td>4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。</td> <td>4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。</td> <td>4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。</td> </tr> </table>				H30年度	H31年度	H32年度	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	H33年度	H34年度	H35年度	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。																		
H30年度	H31年度	H32年度																															
4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。																															
H33年度	H34年度	H35年度																															
4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。	4～5月に巡回にて健康診断を行う。事業所にて個別に行った場合も助成する。																															
2 事業名	特定健康診査	対応する健康課題番号	No.3																														
↓																																	
事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者	方法	-	体制	-	事業目標 特定健康診査の実施。																									
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者																																
方法	-																																
体制	-																																
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">評価指標</td> <td>アウトカム指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td>有所見率</td> <td>43%</td> <td>42%</td> <td>41%</td> <td>40%</td> <td>39%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受検者数</td> <td>2,200人</td> <td>2,210人</td> <td>2,220人</td> <td>2,230人</td> <td>2,240人</td> <td>2,250人</td> </tr> </table>		評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	有所見率	43%	42%	41%	40%	39%	38%	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度		受検者数	2,200人	2,210人	2,220人	2,230人	2,240人	2,250人
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度		H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																									
	有所見率	43%	42%		41%	40%	39%	38%																									
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																										
	受検者数	2,200人	2,210人	2,220人	2,230人	2,240人	2,250人																										
実施計画 <table border="1"> <tr> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> </tr> <tr> <td>40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。</td> <td>40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。</td> <td>40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。</td> </tr> <tr> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td>40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。</td> <td>40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。</td> <td>40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。</td> </tr> </table>				H30年度	H31年度	H32年度	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	H33年度	H34年度	H35年度	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。																		
H30年度	H31年度	H32年度																															
40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。																															
H33年度	H34年度	H35年度																															
40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。	40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査を行い一人につき4,200円を助成する。被扶養者に対しては、1,000円を自己負担とし残りを助成する。																															

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	-

事業目標

特定健康診査の実施により、対象者に対して保健指導を行う。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定保健指導対象者率	25%	25%	24%	24%	23%	23%
アウトプット指標	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診者数	30人	32人	34人	36人	38人	40人

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の特定健康診査の実施結果により、該当者に対し特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援を実施。	40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の特定健康診査の実施結果により、該当者に対し特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援を実施。	40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の特定健康診査の実施結果により、該当者に対し特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援を実施。
H33年度	H34年度	H35年度
40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の特定健康診査の実施結果により、該当者に対し特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援を実施。	40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の特定健康診査の実施結果により、該当者に対し特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援を実施。	40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の特定健康診査の実施結果により、該当者に対し特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援を実施。

4 事業名 人間ドックの補助

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

人間ドックを行った者の健康管理を行う。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	医科一人当たり医療費	80,000円	80,000円	79,500円	79,500円	79,000円	79,000円
アウトプット指標	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	助成実施人数	1,200人	1,220人	1,240人	1,260人	1,280人	1,300人

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
年1回35歳以上のドック受検者に対し32,000円の範囲内で助成金を支給する。自己負担額は10,000円とする。ただし、特定健康診査、健康診断の助成を受けた者は、助成の対象外とする。	年1回35歳以上のドック受検者に対し32,000円の範囲内で助成金を支給する。自己負担額は10,000円とする。ただし、特定健康診査、健康診断の助成を受けた者は、助成の対象外とする。	年1回35歳以上のドック受検者に対し32,000円の範囲内で助成金を支給する。自己負担額は10,000円とする。ただし、特定健康診査、健康診断の助成を受けた者は、助成の対象外とする。
H33年度	H34年度	H35年度
年1回35歳以上のドック受検者に対し32,000円の範囲内で助成金を支給する。自己負担額は10,000円とする。ただし、特定健康診査、健康診断の助成を受けた者は、助成の対象外とする。	年1回35歳以上のドック受検者に対し32,000円の範囲内で助成金を支給する。自己負担額は10,000円とする。ただし、特定健康診査、健康診断の助成を受けた者は、助成の対象外とする。	年1回35歳以上のドック受検者に対し32,000円の範囲内で助成金を支給する。自己負担額は10,000円とする。ただし、特定健康診査、健康診断の助成を受けた者は、助成の対象外とする。

特定健康診査・特定保健指導		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	3,400 / 5,700 = 59.6 %	3,420 / 5,750 = 59.5 %	3,460 / 5,800 = 59.7 %	3,480 / 5,850 = 59.5 %	3,500 / 5,900 = 59.3 %	3,550 / 5,950 = 59.7 %
		被保険者	3,160 / 4,220 = 74.9 %	3,175 / 4,260 = 74.5 %	3,210 / 4,315 = 74.4 %	3,230 / 4,370 = 73.9 %	3,245 / 4,420 = 73.4 %	3,290 / 4,460 = 73.8 %
		被扶養者 ※3	240 / 1,480 = 16.2 %	245 / 1,490 = 16.4 %	250 / 1,485 = 16.8 %	250 / 1,480 = 16.9 %	255 / 1,480 = 17.2 %	260 / 1,490 = 17.4 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	30 / 880 = 3.4 %	40 / 870 = 4.6 %	60 / 850 = 7.1 %	70 / 865 = 8.1 %	80 / 900 = 8.9 %	80 / 880 = 9.1 %
		動機付け支援	5 / 270 = 1.9 %	10 / 280 = 3.6 %	15 / 290 = 5.2 %	20 / 300 = 6.7 %	25 / 290 = 8.6 %	25 / 295 = 8.5 %
		積極的支援	25 / 610 = 4.1 %	30 / 590 = 5.1 %	45 / 560 = 8.0 %	50 / 565 = 8.8 %	55 / 610 = 9.0 %	55 / 585 = 9.4 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
当健康保険組合は、千葉県自動車販売整備健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守し、当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とします。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限ります。また、外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとします。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関紙やホームページに掲載します。

その他
<p>特定健康診査等の実施方法</p> <p>(1) 実施場所 特定健診は、被保険者について巡回健診・自主健診(指定・指定外医療機関)・人間ドック等により、当健康保険組合指定場所、または事業所や健診施設で行うこととします。被扶養者については、巡回健診および人間ドック等、または受診券を利用した集合契約による医療機関で行い、いずれも医療機関に委託します。 特定保健指導は、被保険者については、事業所の協力を得て当健康保険組合が実施、また実施が困難な事業所における被保険者及び被扶養者については、特定保健指導利用券により契約指定医療機関や共同事業に外部委託して行うこととします。</p> <p>(2) 実施項目 高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた標準的な健診・保健指導による項目といたします。</p> <p>(3) 実施時期 通年といたします。なお、巡回による健診は4～5月とします。</p> <p>(4) 該当者 当健康保険組合における、40～74歳の被保険者及び被扶養者とします。</p> <p>(5) 委託の有無 ア 特定健診 被扶養者の特定健診が容易にできるよう、代表医療保険者を通じて健診機関との集合契約を結び、代行機関を定めて決済を行い、全国どこの医療機関でも健診が可能となるよう措置します。 イ 特定保健指導 被保険者・被扶養者の特定保健指導が容易に受けられるよう、代表医療保険者を通じて健診機関との集合契約を結び、代行機関を定めて決済を行い、全国どこの医療機関でも保健指導が可能となるよう措置します。</p> <p>(6) 受診方法 被保険者について、事業者は当健康保険組合からの案内に基づき、巡回、自主健診(指定・指定外医療機関)、または人間ドック等により特定健診を実施します。 被扶養者については、健康保険組合からの案内に基づき、巡回健診、人間ドック等、または集合契約医療機関における受診券により特定健診を実施いたします。 保健指導については、当健康保険組合が事業主の協力を得て実施する保健指導、もしくは実施が困難な事業所における被保険者及び被扶養者については、特定保健指導利用券により契約指定医療機関や共同事業に外部委託して行うこととします。 なお、それぞれの補助・助成等については、当健康保険組合における保健事業助成金規程に基づくものといたします。</p> <p>(7) 周知・案内方法 当健康保険組合機関紙、及びホームページ等に掲載して行うこととします。</p> <p>(8) 健診データの受領方法 健診のデータは、契約健診機関や代行機関を通じ電子データを随時(又は月単位)受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含め、5年とする。</p> <p>(9) 特定保健指導対象者の選出の方法 特定保健指導の対象者については、数量等の面から千葉の近隣に居住する者から優先して選出いたします。また、効果の面からは40歳代のものから優先して選出します。</p> <p>特定健康診査等実施計画の評価及び見直し 当計画については毎年、健康管理委員会・運営委員会において見直しを検討します。 また、平成32年度に2年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。</p> <p>VII その他 当健康保険組合に所属する保健師・管理栄養士等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させます。</p>

